

中継ポンプ保守点検業務委託仕様書

第1章 一般事項

第1節 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下監督員という。）と協議のうえ受託者の責任において実施し、誠実に履行すること。

(疑義)

第2条 本仕様書、図面（以下「図面等」という。）に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

(法令・条例等の適用)

第3条 本業務履行に関係する法令、条例等はこれを遵守しなければならない。

(官公署その他への手続き)

第4条 必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外は全て受託者の負担とする。

(損傷部補修)

第5条 本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(資格必要作業)

第6条 資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また監督員が要求した場合は資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

(提出書類)

第7条 提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。また提出する書類の種類は別紙1のとおりとする。

第2節 現場管理

(履行管理)

第8条 業務責任者は委託業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行

うこと。また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

(災害防止等)

第9条 本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法令に違反することのないよう特に、留意して施工すること。

(臨機の処置)

第10条 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

(材料検査等)

第11条 本業務履行に使用する材料類は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料類については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

また、受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(養生その他)

第12条 既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、施行期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

(あと片付け)

第13条 履行完了に際しては、当該業務に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

(検査)

第14条 本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承認を得た後に、次の工程に移行すること。

また、完了後、受託者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

(支払)

第15条 委託料の支払は検査合格後に請求することができ、完了後1回払いとする。

第2章 特記事項

第1節 概要

(委託概要)

第16条 本委託業務は、農業集落排水施設に設置されている中継ポンプの保守点検を行うとともに、故障通報に対応することによって、円滑な運転管理を行うものである。

(委託場所)

第17条 本委託業務の場所は、下記のとおりとする。
岡山市北区菅野地内ほか

(委託範囲)

第18条 本業務の範囲は、下記のとおりとする（詳細は、別紙2「中継ポンプ場（マンホールポンプ場）一覧表」のとおり）。

1 保守点検

田原地区中継ポンプ	7 1 箇所
菅野地区中継ポンプ	2 4 箇所
富吉地区中継ポンプ	1 1 箇所
三和・日応寺地区第一中継ポンプ	7 箇所
中牧地区中継ポンプ	2 箇所
山上地区中継ポンプ	8 箇所
計	1 2 3 箇所/年 1 回

2 引き上げ点検 3 2 箇所/年 1 回

3 オイル交換 3 2 箇所/年 1 回

タービンオイル 3 2 1. 0 ㍓/箇所
消耗雑材・廃油処分 一式

4 故障通報対応 1 年間

5 緊急修繕業務

平日昼間	9 回
平日夜間	6 回
土日祝昼間	3 回
土日祝夜間	2 回

(機械損料等)

第19条

1	機械損料	トラック (クレーン2 t 吊り)	10日
		ガス検知器 (下水道用)	10日
		ファン 0.8 kW	10日
		発動発電機 (ディーゼルエンジン)	10日
2	燃料 (軽油)		1式
3	交通誘導警備員		1式

(点検内容)

第20条 点検内容は、下記のとおりとする。

- 1 水中ポンプ点検内容 (別紙3「中継ポンプ点検表(1)-1」参照のこと)
 - (1) 清掃、外観点検
 - (2) 底板を外し、インペラ点検 (引上げ時異物除去)
 - (3) 異音、振動点検
 - (4) オイル交換時は必ずブルーシート等で養生をすること。
 - (5) その他
- 2 制御盤点検内容 (別紙3「中継ポンプ点検表(1)-2」参照のこと)
 - (1) 外観点検 (盤清掃を含む)
 - (2) 盤内目視点検 (電圧・電流値確認)
 - (3) 端子増締め
 - (4) 保護回路動作試験
 - (5) 工程確認
 - (6) 水位計点検、動作確認 (清掃、運転、停止、高水位警報確認)
 - (7) 回転灯作動確認
 - (8) 絶縁測定
 - (9) 累計運転時間、期間運転時間記録
 - (10) 表示灯点検、ランプ交換
 - (11) 故障通報テスト
 - (12) その他
- 3 マンホール内 (槽内) 点検 (別紙3「中継ポンプ点検表(1)-2」参照のこと)
 - (1) 逆止弁作動状況確認
 - (2) フロートスイッチ等作動確認
 - (3) マンホール内目視点検 (スカム付着状況、目地からの漏水等の有無)
 - (4) ごみ除去
 - (5) 内壁腐食確認
 - (6) 蓋うら面・ヒンジの腐食確認
 - (7) その他

4 故障通報対応

(1) 作業内容

- ① マンホールポンプ施設の故障通報時には、市からの連絡を受けて現地状況確認及び迅速な対応ができるように体制を整えること。
- ② 市に市民等の外部からの通報があった際に、市から連絡を受けられる体制を整えること。
- ③ 停電が故障通報等で確認された場合は、必要に応じて電力会社への問い合わせ後、点検の必要があるか確認すること。
- ④ 緊急時やポンプ設備等に重大な補修の必要が発生した場合には、直ちに市へ報告すること。

5 緊急修繕業務

(1) 作業内容

緊急修繕業務では、故障通報対応や住民からの通報等の結果によって緊急修繕が必要と判断されたポンプ設備において、緊急修繕対応を適宜実施するものである。

故障件数が第17条5の予定数量を上回った場合は別途とする。

報告書については月単位で修繕報告書を作成し、市に報告する。

(2) 業務手順

以下業務手順に従って修繕を履行し、月単位で作業工程順に編集したものを作業記録写真（工事写真）帳に整理し、市へ提出すること。

- ① 事業者にて故障通報による現地確認及び調査
- ② 構造・工法検討（必要に応じて監督員と協議すること。）
- ③ 作業又は修理の実施

(その他)

第21条 本業務で発生する軽微な点検、修理作業及びランプ、ヒューズ等使用材料は、本委託業務に含まれるものとする。

(注意事項)

第22条 本委託業務履行にあたり、下記事項を遵守すること。

- (1) 受託者は、業務履行にあたり、地元住民と協議を必要とする場合、又は要望、交渉があった場合は、遅滞なく監督員に報告すること。
- (2) 受託者は、作業にあたり、地元住民等に迷惑をかけること。
- (3) 受託者は、作業にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた場合には、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。
- (4) 受託者は、現場環境に対応して、点検者の安全確保のためのバリケード、標識の設置及びガードマン等による交通誘導を行うこと。また、道路法等により道路の使用許可等の必要な場所については、申請等の手続きを行うこと。
- (5) 受託者は、現場内を整理整頓し、現場管理に細心の注意をはらうこと。
- (6) 受託者は、マンホール内作業については、有毒ガス、酸素欠乏等に十分な

注意をし、そのための事前調査及び対策を講じ作業員の安全・事故防止をはかること。また、マンホール内では裸火を使用しないこと。

- (7) 点検終了後、制御盤等の施錠は、確実にすること。
- (8) 点検終了後、マンホール蓋は段差等にならないよう確実にはめこむこと。
- (9) 点検時、付近を汚染させた場合は、必ず清掃すること。

(委託期間)

第23条 本委託の期間は次のとおりとする。

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

提出書類

- | | |
|--|----|
| (1) 委託業務着手届 | 1部 |
| (2) 委託作業表 | 1部 |
| 作業工程を変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承認を受けなければならない。 | |
| (3) 業務責任者届 | 1部 |
| 受託者は業務責任者を定め書面により提出しなければならない。ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。 | |
| (4) 委託業務報告書 | 1部 |
| (緊急修繕報告書については月単位) | |
| (5) 委託写真帳 | 1部 |
| 委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして監督員に提出すること。 | |
| (6) 委託業務完了届 | 1部 |
| (7) そのほか監督員が必要と認める書類 | |

中継ポンプ場(マンホールポンプ場)一覧表

別紙2

(1/6)

田原地区	(kW)	(台)	故障通報 装置	点検		オイル交換
				槽内	引上	
1号中継ポンプ場	5.5	2	○	○	—	—
2号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
4号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
5号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
6号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
7号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
8号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
9号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
10号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
11号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
12号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
13号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
14号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
15号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
16号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
17号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
18号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
20号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
21号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
22号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
23号中継ポンプ場(単戸)	0.75	2	—	○	—	—
24号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
25号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
26号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
27号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
28号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
29号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
30号中継ポンプ場	0.75	2	—	○	○	○
31号中継ポンプ場	2.2	3	○	○	—	—
32号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	—	—
33号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
34号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
35号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
36号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	—	—
37号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
38号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
39号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
40号中継ポンプ場(単戸)	0.75	2	—	○	—	—
41号中継ポンプ場	2.2	2	○	○	○	○
42号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	○	○
43号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	○	○
44号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	○	○
45号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	○	○
46号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
47号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	○	○

中継ポンプ場(マンホールポンプ場)一覧表

(2/6)

田原地区	(kW)	(台)	故障通報 装置	点検		オイル交換
				槽内	引上	
48号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
49号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	○	○
50号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	—	—
51号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	○	○
52号中継ポンプ場	0.4	2	—	○	○	○
53号中継ポンプ場	0.4	2	—	○	○	○
54号中継ポンプ場	2.2	2	○	○	—	—
55号中継ポンプ場	0.4	2	—	○	○	○
56号中継ポンプ場	0.75	2	—	○	○	○
57号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
58号中継ポンプ場(単戸)	0.75	2	—	○	—	—
59号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	○	○
60号中継ポンプ場(単戸)	0.75	2	—	○	—	—
61号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	○	○
62号中継ポンプ場	0.75	2	—	○	○	○
63号中継ポンプ場	0.75	2	—	○	○	○
64号中継ポンプ場	1.5	2	—	○	○	○
65号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	○	○
66号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	○	○
67号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	○	○
68号中継ポンプ場	0.4	2	—	○	○	○
69号中継ポンプ場	0.75	2	—	○	○	○
70号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	○	○
71号中継ポンプ場	0.75	1	—	○	—	—
72号中継ポンプ場	0.4	2	—	○	—	—
19号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
田原地区 計			43	71	24	24

中継ポンプ場(マンホールポンプ場)一覧表

(3/6)

菅野地区	(kW)	(台)	故障通報 装置	点検		オイル交換
				槽内	引上	
1号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	○	○	—	—
2号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
3号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
4号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
5号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
6号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	○	○	—	—
7号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	○	○	—	—
8号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
9号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
10号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
10-1号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
11号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	—	—
12号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	○	○	—	—
13号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
14号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	○	○	—	—
15号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
16号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
17号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
18号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	—	—
19号中継ポンプ場	0.4	2	○	○	—	—
20号中継ポンプ場	3.7	2	○	○	—	—
21号中継ポンプ場	1.5	2	○	○	—	—
22号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	○	○	—	—
23号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	○	○	—	—
菅野地区 計			23	24	0	0

中継ポンプ場(マンホールポンプ場)一覧表

(4/6)

富吉地区	(kW)	(台)	故障通報 装置	点検		オイル交換
				槽内	引上	
1号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	○	○	—	—
2号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
3号中継ポンプ場	2.2	2	○	○	—	—
4号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
5号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	—	○	—	—
6号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
7号中継ポンプ場	0.75	2	—	○	—	—
8号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
9号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
10号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
11号中継ポンプ場(単戸)	0.4	2	○	○	—	—
富吉地区 計			9	11	0	0

中継ポンプ場(マンホールポンプ場)一覧表

(5/6)

三和・日応寺地区第一	(kW)	(台)	故障通報 装置	点検		オイル交 換
				槽内	引上	
2号中継ポンプ場	3.7	2	○	○	—	—
2-1号中継ポンプ場	0.75	2	○	○	—	—
4号中継ポンプ場	2.2	2	—	○	—	—
4-1号中継ポンプ場	0.25	2	—	○	—	—
5号中継ポンプ場	3.7	2	—	○	—	—
6号中継ポンプ場	3.7	2	○	○	—	—
7号中継ポンプ場	3.7	2	○	—	—	—
8号中継ポンプ場	3.7	2	○	—	—	—
安部倉中継ポンプ場	0.4	2	○	○	—	—
三和・日応寺地区第一 計			6	7	0	0

中継ポンプ場(マンホールポンプ場)一覧表

(6/6)

中牧地区	(kW)	(台)	故障通報 装置	点検		オイル交換
				槽内	引上	
中継ポンプ1号	0.75	2	○	○	—	—
中継ポンプ2号	2.2	2	○	○	—	—
中牧地区 計			2	2	0	0

山上地区	(kW)	(台)	故障通報 装置	点検		オイル交換
				槽内	引上	
中継ポンプ1号	3.7	2	○	○	○	○
中継ポンプ2号	3.7	2	○	○	○	○
中継ポンプ3号	2.2	2	○	○	○	○
中継ポンプ4号	15	2	○	○	○	○
中継ポンプ5号	1.5	2	○	○	○	○
中継ポンプ6号	0.75	2	○	○	○	○
中継ポンプ7号	0.75	2	○	○	○	○
中継ポンプ8号	3.7	2	○	○	○	○
山上地区 計			8	8	8	8

中継ポンプ点検表(1)-1

設置番号		点検日	令和	年	月	日
設置場所	岡山市北区	点検者氏名				印

ポンプ仕様	メーカー		台数	台	全揚程	m
	名称		口径	mm	吐出量	m ³ /分
	型式		電圧	V	出力	kW
	使用オイル名		オイル量	ℓ	定格電流	A

No. 1ポンプ (東側・南側・西側・北側)			運転時間	時間
項目	方法	良否判定方法及び基準等	点検結果	備考
外観	目視	腐食、損傷等の有無	有・無	
吸込口	目視	ごみ、汚物の詰まりの有無	有・無	
	除去	詰まり等あれば除去	無・除去	
吊上用チェーン	目視	腐食、損傷等の有無	有・無	
ガイドパイプ	目視	腐食、損傷等の有無	有・無	
運転状態	目視・聴覚	異音、異常振動等の有無	有・無	
逆止弁	目視	作動の良否	良・否	
絶縁測定	測定	測定値 (Ω)	良・否	
電圧測定	測定	測定値 (V)	良・否	
電流測定	測定	測定値 (A)	良・否	

No. 2ポンプ (東側・南側・西側・北側)			運転時間	時間
項目	方法	良否判定方法及び基準等	点検結果	備考
外観	目視	腐食、損傷等の有無	有・無	
吸込口	目視	ごみ、汚物の詰まりの有無	有・無	
	除去	詰まり等あれば除去	無・除去	
吊上用チェーン	目視	腐食、損傷等の有無	有・無	
ガイドパイプ	目視	腐食、損傷等の有無	有・無	
運転状態	目視・聴覚	異音、異常振動等の有無	有・無	
逆止弁	目視	作動の良否	良・否	
絶縁測定	測定	測定値 (Ω)	良・否	
電圧測定	測定	測定値 (V)	良・否	
電流測定	測定	測定値 (A)	良・否	

中継ポンプ点検表(1)-2

マンホール内点検				
項 目	方 法	良否判定方法及び基準等	点 検 結 果	備 考
マンホール内	目 視	スカム付着の有無	有・無	
		内部への漏水の有無	有・無	
		堆積汚泥の有無	有・無	
		内壁腐食の有無	有・無	
		蓋うら面・ヒンジの腐食の有無	有・無	
	撤 去	ごみ等あれば撤去	無・撤去	

制御盤点検			製作会社名	
項 目	方 法	良否判定方法及び基準等	点 検 結 果	備 考
外 観	目 視	汚れ、錆等がないこと	良・否	
前 面 扉	目 視	開閉、施錠に無理がないこと	良・否	
盤 内	目 視	ほこり、くもの巣、 小動物の死骸等がないこと	有・無	
	清 掃	盤内の清掃	清掃	
主 回 路	目 視	取付に緩み等がないこと 増締	良・否	
盤 内 配 線 ケーブル 端子	目 視	取付に緩み等がないこと 増締 変色していないこと	良・否	
絶縁測定(盤)	測 定	測定値 (Ω)	良・否	
配線用遮断器	目 視	取付に緩み等がないこと 増締 正常に作動すること	良・否	
電 磁 接 触 器	目 視	チップの状態、摩耗変色していないこと	良・否	
		コイルの状態、変色していないこと	良・否	
コ ン デ ン サ	目 視	汚れ、洩油のないこと	良・否	
リ レ ー	目 視	他のリレーと異なった変色をしていないこと	良・否	
メ ー タ ー	目 視	汚れ、傷がなく零点を指していること	良・否	
表 示 灯	目 視	レンズ、球に割れ、切れ等がないこと	良・否	
回 転 灯	目 視	回転すべき時に回転すること	無・良・否	
保 護 回 路	目 視・聴 覚	ベル、ブザー、ランプ等が正常に作動すること	良・否	
シ ー ケ ン ス	目 視	所定の順序に従い起動・停止すること	良・否	
単 独 運 転	操 作・目 視	各機器が単独で正常に動作すること	良・否	
自 動 運 転	状 況 設 定・ 目 視	フロートの動作等により自動起動・自動停止すること	良・否	
引 き 込 み 柱	目 視	電柱、給電メーターボックス等の破損	良・否	
水 位 制 御 装 置 (フロートスイッチ等)	目 視・聴 覚	外観等の異常・異音がないこと	良・否	
	清 掃	清掃	清掃	

盤内 在庫品一覧	数量点検・記入	
-------------	---------	--